

神 ス 協 第 7 号
令和6年6月15日

神栖市スポーツ協会各加盟団体
事務局長 様

神栖市スポーツ協会
会長 泉 純一郎
(公印省略)

暑さ指数等に基づいた神栖市スポーツ協会イベントの開催について

平素より、本協会の発展のため多大なるご尽力を賜わり深く感謝申し上げます。

この度、スポーツ庁より令和6年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行し、「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）※1」が法律に位置付けられるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）※2」が新たに創設されるなど、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることが求められております。これらを踏まえて、暑さ指数（WBGT）等に基づいた神栖市スポーツ協会の対応について、6月7日に緊急で常任理事会を開催しました。

つきましては、下記の内容をご確認いただき今後のイベント開催の指針としていただくとともに、関係者への周知方について、お願い申し上げます。

記

【内 容】

○開催にあたり参加者に対する暑さ指数に応じた注意喚起を行ってください。

日本スポーツ協会ホームページ（熱中症予防のための運動指針）

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/PART3_heatstroke_0531.pdf

市内各運動施設に暑さ指数計測器が常備されておりますが、市スポーツ協会事務局でも貸出用の計測器を用意しておりますので、貸出希望の団体は市武道館（0299-96-7700）まで連絡をください。

○熱中症特別警戒アラート発表中はイベントを中止・延期してください。また、特別警戒アラートが発表されていない場合でも、当日施設で計測した暑さ指数が31以上の場合にはイベントを中止・延期してください。

環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）で暑さ指数、熱中症への対処方法に関する知見等の情報が提供されております。

<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

○イベント中止に伴う運動施設のキャンセル料については、次の条件のいずれかを満たす場合は徴収しません。

条件：県内において熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラートが発表されている
：施設で計測した暑さ指数が3.1以上である

対象施設：冷空調が完備されていない施設

○その他、施設から利用にあたり特別な指示があった場合には、これに従ってください。

○運用開始日 令和6年6月15日（土）

※1 熱中症警戒アラート：県内観測地点のいずれかで暑さ指数（WBGT）3.3以上

※2 熱中症特別警戒アラート：県内観測地点すべての地点で暑さ指数（WBGT）3.5以上

【添付書類】

- ・スポーツ活動中の熱中症事故等の防止について：日本スポーツ協会
- ・スポーツ活動における熱中症事故の防止について：スポーツ庁